

男鹿市規則第8号

男鹿市特定教育・保育施設における副食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則

男鹿市特定教育・保育施設における副食費の徴収に関する規則（令和元年男鹿市規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(副食費の額)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設において徴収する副食費の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保育園 児童一人につき <u>月額4,900円</u></p> <p>(2) 認定こども園（保育認定）児童一人につき <u>月額4,900円</u></p> <p>(3) 認定こども園（教育認定）児童一人につき <u>月額4,900円</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(副食費の額)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設において徴収する副食費の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保育園 児童一人につき <u>月額4,700円</u></p> <p>(2) 認定こども園（保育認定）児童一人につき <u>月額4,700円</u></p> <p>(3) 認定こども園（教育認定）児童一人につき <u>月額4,200円</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。